

平成 24 年度 松川町の健全化判断比率等について

1. 町財政の早期健全化・再生に関する指標

実質赤字比率	—
--------	---

* 早期健全化基準 15.0%

一般会計等の実質収支は黒字で、実質赤字比率はありません。

連結実質赤字比率	—
----------	---

* 早期健全化基準 20.0%

一般会計等の実質収支及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字比率はありません。

実質公債費比率	11.0 %
---------	--------

* 早期健全化基準 25.0%

実質公債費比率（H22～24 平均）は、3 カ年の公債費がピークを越え、前年度に比べ 3.0 ポイント減少しました。

- H23 年度（H21～23 平均） 14.0%
- H22 年度（H20～22 平均） 16.4%
- H21 年度（H19～21 平均） 18.2%
- H20 年度（H18～20 平均） 18.4%
- H19 年度（H17～19 平均） 17.9%

* 単年度数値 H20=18.4% H21=17.1% H22=13.8% H23=11.2% H24=8.1%

将来負担比率	—
--------	---

* 早期健全化基準 350.0%

平成 24 年度末において、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額を、充当可能財源等が上回り、将来負担比率はありません。

$$\frac{\text{将来負担額 (113 億 1,503 万円)}}{\text{標準財政規模 (40 億 6,406 万円)}} - \frac{\text{充当可能財源等 (122 億 8,710 万円)}}{\text{算入公債費等 (7 億 8,465 万円)}} = \text{— \%} \quad (-29.6\%)$$

○主な将来負担額	地方債の現在高	42 億 5,472 万円
	公営企業債等繰入見込額	58 億 9,100 万円
	退職手当負担見込額	10 億 666 万円
	債務負担行為に基づく支出予定額	1 億 3,360 万円
●主な充当可能財源等	基準財政需要額算入見込額	85 億 878 万円
	充当可能基金	37 億 7,831 万円

2. 公営企業の経営健全化に関する指標

区分	水道事業	公共下水道事業	農業集落排水事業	宿泊施設事業
資金不足比率	—	—	—	—

* 経営健全化基準 20.0%

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足率はありません。

3. 指標の定義

(1) 実質赤字比率

【定義】一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【算式】一般会計等の実質赤字額／標準財政規模

※標準財政規模とは、地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の総量（規模）を示す指標

(2) 連結実質赤字比率

【定義】全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

【算式】連結実質赤字額／標準財政規模

(3) 実質公債費比率

【定義】一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

【算式】以下の3ヶ年平均

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金にかかる交付税算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金にかかる交付税算入額}}$$

※標準財政規模を基本とした額とは、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金にかかる交付税算入額を差し引いた額

※準元利償還金とは、公営企業（簡易水道、下水道、上水道）債や一部事務組合が起こした地方債の償還の財源に充てられた一般会計からの繰出金及び負担金・補助金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、一時借入金の利子などの合計額

(4) 将来負担比率

【定義】一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

【算式】以下のとおり

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等にかかる交付税算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金にかかる交付税算入見込額}}$$

※将来負担額とは、一般会計の前年度末における地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業（水道、下水道）会計及び一部事務組合の前年度末地方債の元金償還に充てる一般会計からの負担見込額、退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）などの合計額

(5) 資金不足比率

【定義】公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

【算式】資金の不足額／事業の規模

※資金の不足額とは、法適用企業会計の場合、流動負債から流動資産を控除した額。法非適用企業会計の場合、歳出額から歳入額を控除し、翌年度へ繰り越すべき財源を加算した額

※事業の規模とは、営業収益の額（又は相当額）－受託工事収益の額（又は相当額）